

公共財物の賠償に関する基本的な考え方について

2018年1月17日
東京電力ホールディングス株式会社

地方公共団体が所有する財物（以下「公共財物」といいます。）の賠償については、第46回原子力損害賠償紛争審査会においてとりまとめられた「地方公共団体における不動産の賠償について」を踏まえ、弊社として、以下のような基本的な考え方をとりまとめ、関係する地方公共団体と具体的な調整を開始しています。

< 1. 不動産に関する賠償の基本的な考え方 >

(1) 対象となる損害

地方公共団体が、原発事故発生当時に避難指示区域内に所有されていた不動産について、避難指示による一定期間の利用阻害により、行政的な利用による利益を享受ないし提供することができなかつたことを損害とみなして賠償させていただきます。

(2) 賠償項目等

	土地	建物・工作物
賠償金額	時価相当額 × 使用料率 × 避難指示期間	時価相当額 × 使用料率 × 避難指示期間 + 原状回復費用
時価相当額	原則、原発事故発生時点の公有財産台帳等の価格	
使用料率	各地方公共団体が地方自治法第228条第1項を根拠に定める「行政財産使用料条例」を参考に設定	
避難指示期間	本件事故発生時点から避難指示解除までの期間	
提出証憑	「公有財産台帳」、「公会計の固定資産台帳」等	

なお、未だ避難指示が解除されていない地域内の土地及び建物・工作物については、全損として時価相当額を賠償させていただきます。

公共財物の賠償に関する基本的な考え方について

< 2. 動産に関する賠償の基本的な考え方 >

(1) 対象となる損害

地方公共団体が、原発事故発生当時に避難指示区域内に所有され、持ち出されていない動産について、避難指示による一定期間の管理不能により、その価値が減少した部分を損害として賠償させていただきます。

(2) 賠償項目等

賠償金額	時価相当額 × 価値減少率
時価相当額	原則、原発事故発生時点の物品台帳等の価格
価値減少率	本件事故発生時点から避難指示解除までの期間の管理不能により生じた価値の減少額を減価償却の考え方に基づき算定した割合
提出証憑	「物品台帳」、「公会計の固定資産台帳」等

< 3. その他 >

前述の「地方公共団体における不動産の賠償について」の3及び4に示された考え方も踏まえ、将来的な利用再開の見込みが当面立たず、減少した行政的な利用価値の回復が見込まれない場合や、避難指示が解除される前に、公共財物について早期に本格的な利用が再開できるようにするために行った準備作業等のために要した費用のような、一律の考え方による賠償が必ずしも適当ではない損害についても、個別にご事情をお伺いし、必要かつ合理的な範囲で適切に対応いたします。